<農業委員会法第53条に基づく東京都への意見> 令和5年度 東京都農業施策に関する意見

東京の農業は、それぞれの地域で環境に適応した特長ある展開がはかられており、地域にとってかけがえのない多面的な役割を果たしている。

市街化区域においては特定生産緑地の指定申請が進み、大半の指定が見込まれており、4年目を迎えた都市農地貸借円滑化法による農家間の貸借も確実な増加が見られることから、今後はこれら制度対象農地の保全と有効活用に取り組むことが重要となっている。さらに市街化区域外の地域においては対象範囲が拡大した農地中間管理事業をはじめ、関係法制度の周知と活用を進め、将来展望が開けるような振興施策が求められている。

一方、農業者の高齢化や担い手不足に対応するため、認定農業者や将来を担う 後継者、新規就農者を核とした多様な担い手の確保・育成にも早急に取り組む必 要がある。

こうした大きな課題のもと、東京都には「農業・農地のある東京」を次世代に 受け渡すことを目標に、持続可能な東京農業の構築に向けて独自の施策を打ち立 てることが強く期待されている。よって、令和5年度農業施策において下記事項 を実現されるよう、第130回通常総会の総意をもって意見を提出する。

記

1. 都市農地の利活用の促進

【生産緑地の保全】

都市農地貸借円滑化法は、当初の予想を超えて農業者間で有効に活用され、 長期の賃貸借も行われている。また、貸借した生産緑地は、すべて特定生産 緑地の指定を受けることが見込まれている。

こうした状況に鑑み、今後は10年ごとに更新される特定生産緑地の長期保全対策として、都市農地貸借円滑化法を最大限に活用するための新たなしくみの構築と支援施策が必要である。

- (1) 貸借のマッチングを加速させるため、農業委員会による「生産緑地バンク」 づくりを支援すること。
- (2) 区市をまたぐ貸借と契約申請等の事務手続をサポートする東京都農業委員会ネットワーク機構が役割を果たせるよう支援すること。
- (3) 長期間の賃貸借を促す奨励金制度を創設すること。
- (4) 生産緑地買取支援の予算を拡充するとともに、区市に対する補助率を引き上げること。

- (5) 生産緑地の保全に向けて区市や農業委員会、農業団体等が取組む制度周知や申請促進等の活動を、引き続き積極的に支援すること。
- (6) 都市環境に適応する都市農地保全支援プロジェクトの予算を拡充するとともに区市町ごとの利用上限額を引き上げること。
- (7) 防災に資する農業用施設等の整備・管理等への支援施策を強化すること。

2. 地域の特色をいかした農業の支援

【農業・農地への支援】

農地の継承等に関して、専門スタッフが対応する総合相談窓口機能を強化すること。

【農業振興地域の支援】

- (1)「山村・離島振興施設整備事業」が適用される地域以外の農業振興地域に、同等の支援事業を構築すること。
- (2) 長期間の貸借を促す「農地流動化奨励金制度(仮称)」を創設すること。
- (3) 後継者や新規就農者を主軸に多様な担い手を育成し、所得確保等の支援を拡充すること。

【荒廃農地の活用】

農地相続者等の負担となっていると想定される荒廃農地を農地中間管理機構に譲渡もしくは10年以上無償で貸し付ける場合は、農地中間管理機構が 当該農地を再生し、担い手に貸し付ける事業を創設すること。

【農地保全につながる地域活性化モデル事業】

- (1) 市街化調整区域(農業振興地域含む)に「市民農園区域」をモデル的に設置する事業を創設すること。
- (2) 市街化調整区域において、「田園住居地域」を設定することを前提に、市街化区域に編入して、農のあるまちづくりのモデル地区とする事業を創設すること。
- (3) 農地活用の新たな手法として、農業者と福祉の連携が進む中、これらの取組に対する支援を強化すること。

【島しょ農業の振興】

- (1) 各島の状況を踏まえ、基盤整備や担い手確保、新規就農者の住居の確保、 研修生の受け入れ、農産物の販売促進、地産地消の促進、6次産業化の支援、 試験研究、コスト低減などの取組に対し支援を強化すること。
- (2) 島しょ農業の振興に不可欠な役割を果たす各島のJAや生産者組合、出荷組織に対する支援を強化すること。
- (3) 小規模土地改良事業の予算を拡充するとともに補助率を引き上げて整備を促進すること。

3. 多様な担い手の確保

高齢化や担い手不足が進む中、東京農業を支える多様な担い手の育成対策 に早急に取組む必要がある。

【認定農業者等の担い手への支援】

- (1) 認定農業者・認定新規就農者への支援を一層強化するとともに、区市町村が認定に至るまでの業務について東京都の支援体制を強化すること。
- (2) 後継者確保対策と就農後の後継者に対する支援施策を一層強化すること。
- (3) 農外から新規に参入する就農者の経営確立に対する支援を強化するとともに、新規就農者が住居を確保できるよう支援策を確立すること。
- (4) 認定農業者を目指す農家や小規模ながら意欲を持って経営向上に取り組む農家に対する支援を強化すること。

【女性農業者への支援】

女性農業者の育成・支援と仲間づくり等に対する支援を強化すること。

【援農ボランティアの育成】

区市町村や地域団体等が援農ボランティアや農作業受託組織の育成をはかる取組に対して支援をさらに強化すること。

【雇用経費の支援】

農家における雇用者の研修期間に対する東京都独自の支援を行うこと。

【農福連携の推進】

農福連携を推進するため、中間支援団体等ならびに取り組もうとする農業 者等を支援すること。

4. 担い手の経営力強化に向けた支援

【農業改良普及事業の強化】

普及指導員を大幅に増員し事業を強化すること。各分野について専門性の 高い普及指導員の育成をはかること。

【畜産経営の支援】

畜産経営を維持するための直接的な支援施策を強化すること。

特に、東京オリジナル品種である「トウキョウX豚」や「東京しゃも」、「東京うこっけい」、そして東京ブランドの「東京牛乳」等を絶やさないための事業継承につながる支援を強化すること。

【都内産花・植木の需要拡大への支援】

- (1) 新技術や品種開発に取組み、新たな需要を創出するための施策を強化すること。
- (2) 東京都が行う公共事業においては都内産の花・植木の活用を一層進めること。

【GAP取得農家の支援】

農家のGAP取得への支援を継続し、経営の改善により販売力向上につながる具体的な支援及び更新に対するサポート等を拡充すること。

【災害に強い農業づくりに向けた支援】

被災した農家の営農再開に対する支援及び復旧に留まらず災害に強い農業づくりに向けた支援を強化すること。

【6次産業化や農商工連携、販路開拓に取り組む担い手の支援】

農業経営の6次産業化や新商品開発を支援する施策及び関連する産業分野との連携強化や販売開拓の支援を強化すること。

【収入保険の保険料補助の継続】

様々なリスクから農業経営を守る「収入保険」について、新たに加入する 農業者が負担する保険料の補助を継続すること。

5. 農地の遊休化を防止する対策の確立

【農地の創出・再生支援事業】

予算を拡充するとともに補助率を引き上げること。再生支援は荒廃農地の 要件を緩和し、自治体が研修農場として農地を借り入れる際にも活用できる よう要件を見直すこと。

【農地周辺の林地や里山の整備促進】

農業・農地を守り鳥獣害の発生を抑えるため、里山的環境を維持・再生する取組を支援すること。

6. 都民の期待に応え、ともに育てる農業の推進

【都民への情報提供と東京農業の応援団を育成する取組】

都民に東京農業の応援団になってもらうための情報発信等の取組をさらに 強化すること。

【学校給食・食農教育の推進】

- (1) 学校給食における地場産農産物の利用を促進するため、関係部局間の連携のもと、生産者組織や自治体、学校の取組への支援を強化・継続すること。
- (2) 学校教育への協力や食農教育に取組む農家ならびに自治体に対し必要な支援を強化・継続すること。

【都内農産物の供給】

農地が無い地域への消費者ならびに学校給食に、都内各地で生産された農産物を供給するための流通支援の取組を強化すること。

【優良堆肥の確保】

東京都有機農業堆肥センターから供給される良質な堆肥については都内の 畜産農家から堆肥原料を受け入れて生産体制と流通の強化をはかること。

【環境負荷低減に向けた支援】

環境への負荷低減に資する資材等の普及など、自治体や農家の取組を支援すること。

7. 防疫体制等の強化

CSF (豚熱)、鳥インフルエンザ、口蹄疫等の防疫体制を強化すること。

8. 有害鳥獣対策の強化

- (1) 関係予算を拡充し、緊急的な対策と、鳥獣の数を減らす抜本的な対策の両面で取組を強化すること。
- (2) 部局を横断した鳥獣害対策本部を設置し、鳥獣害対策専門官の配置により体制強化をはかること。
- (3) 近年、都市地域の被害が深刻化していることから有効な対策を研究し普及すること。

9. 地域農業の維持・発展をはかる農業委員会系統組織の支援強化

農業委員会系統組織の事業活動ならびに運営のための支援を拡充すること。

10. 国への要望

農業委員会系統組織では国への要請活動にも取組んでおり、東京都においては、こうした要望内容を踏まえ、国に対し積極的に要請や提案を行うこと。

令和4年3月17日

一般社団法人 東京都農業会議 第130回通常総会